

広報「食べものと放射性物質のはなし」概要

「食べものと放射性物質のはなし」を共通のテーマとして、1か月ずつ3回にわたり、ポスター・リーフレットを、ご協力をいただいた小売関係事業者の食品売り場等において掲示・配布します。

1. 実施主体

消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省

※各回ごとに主管省庁が制作を担当し、消費者庁が総合調整・印刷等を担当。

2. 目的

食品中の放射性物質に関する国・自治体や生産現場における対策の状況や、食品に含まれる放射性物質が極めてわずかであることなどを、直接消費者に情報提供することで、正しい理解と不安の解消を図る。

3. 期間

平成24年9月中旬～12月中旬（予定）

4. 内容

第1回（9月中旬から） ※厚生労働省が主管

基準値の設定・検査体制及び公表について

本年4月からの新しい基準値は、食べ続けたときにも安全なように定めたものであることや、この基準値に沿って自治体が検査し、その結果は厚生労働省のHPで公表していること、基準値を上回っているときは、地域ごとに出荷を止めていることをご紹介します。

第2回（10月中旬から） ※食品安全委員会が主管

食品からの実被ばく量の大きさやその安全性について

放射性物質は、私たちが事故後初めて遭遇したものではなく、実は、大昔から毎年食べてきたこと、またそれに比べて、事故後に追加的に摂った放射性物質の量は、1/20～1/100位と非常に小さなこと等をご紹介します。

第3回（11月中旬から） ※農林水産省が主管

放射性物質を低減するための生産現場の取組について

農業生産現場では、安全な食べものをお届けするために様々な取組を行っています。農地の除染や放射性物質の吸収抑制のための対策、生産資材における取組などをご紹介します。

5. 実施場所

小売関係事業者の店頭、食品売り場等及び地方自治体の公共施設等

＜協力依頼先＞

日本チェーンストア協会、日本スーパーマーケット協会、
オール日本スーパーマーケット協会、新日本スーパーマーケット協会
地方公共団体 等

6. 媒体

- ・ 広報用ポスター (A2版) 約2万部配布
- ・ リーフレット (A4 三つ折り) 約92万部配布

各回のテーマに関連した詳しい情報や、Q&Aなどを掲載します。

- ・ ホームページ

期間中、関係省庁のホームページに、特設のホームページを設置し、より詳しい情報を掲載します。ポスター・リーフレットの電子媒体もダウンロードできます。

- ・ 厚生労働省ホームページ「食べものと放射性物質のはなし」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/houshasei/index.html

※今後各省庁に設置予定。